

## 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部

法制監察課

## 定期第886号 令和7年11月4日発行

目 次

【公告】

番 号

表

争議行為の予告

題

担当課名

労働雇用政策課

## 公 告

施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定により公告する。合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法鳴門病院労働組合から秋闘・年末一時金の要求に関して令和七年十一月六日以降、同組 令和七年十一月四日

徳島県知事 後藤田正純

鳴門市撫養町黒崎小谷三十二番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院構内及び全職場